

一般職の職員から引き続き特別職の職員となった者に対する退職手当の額の特例に関する条例

(昭和50年11月25日 条例第4号)

改正 昭和63年 2月29日 条例第2号 平成15年10月 3日 条例第5号
平成18年 3月27日 条例第2号 平成29年 2月28日 条例第1号
〔山形県市町村職員退職手当支給条例 〔山形県市町村職員退職手当支給条例
等の一部を改正する条例附則第14条 等の一部を改正する条例第2条による
よる改正〕 改正〕
令和 5年 2月28日 条例第1号
〔山形県市町村職員退職手当支給条例
等の一部を改正する条例第6条による
改正〕

(趣 旨)

第1条 この条例は、一般職の職員から常勤の特別職の職員となった場合に支給される退職手当の額の特例を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 山形県市町村職員退職手当支給条例（昭和37年条例第3号。以下「退職手当条例」という。）第2条の適用を受ける一般職の職員（勤続期間が20年以上で年齢50歳以上の者に限る。）で引き続き当該職員の属する組合市町村の常勤の特別職の職員となった者（以下「特別職就任退職者」という。）の一般職の職員期間に係る退職手当の額は、当分の間、退職手当条例の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(退職手当の額)

第3条 特別職就任退職者の一般職の職員期間に係る退職手当の額は、特別職就任退職者を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第1項の規定により定年退職した一般職の職員とみなして一般職の職員の例により計算した退職手当の額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの期間の退職に係る退職手当条例の規定により支払われた退職手当のうちこの条例の適用を受けるものは、この条例の規定による退職手当の内払いとみなす。

附 則 (昭和63年 条例第2号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則 (平成15年 条例第5号)

- 1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間におけるこの条例による改正後の第3条の規定の適用については、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。

附 則 (平成18年 条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則 (平成29年 条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年 条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（後略）